

岩手県告示第308号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1(1) 処分をした年月日 平成27年3月16日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社網代建設

イ 主たる営業所の所在地 奥州市前沢区字五合田78番地4

ウ 代表者の氏名 熊谷良幸

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第60127号

(3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年3月13日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

2(1) 処分をした年月日 平成27年3月16日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 シモカワ住宅設備

イ 主たる営業所の所在地 宮古市板屋四丁目1番8号

ウ 代表者の氏名 下川和儀

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第120107号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年3月16日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。